

5 . 事業性の評価

(1) 事業評価手法

1) 鉄道関係公共事業の評価

鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル 2005 (平成 17 年 6 月)

・鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル 2005 は、鉄道整備事業の評価における合理性と透明性の一層の強化を図るため、事業による効果・影響を総合的に評価する手法をとりまとめたものであり、新規事業採択時評価(事前評価)、再評価、事後評価のそれぞれの段階に対応した評価手法を示している。

マニュアルにおける評価の基本的考え方

() 総合的な評価

鉄道整備事業の評価における一層の合理性と透明性の強化を図るため、「基本的考え方」に基づき、従来からの事業効率(費用対便益、採算性)の視点に加えて、当該事業が多面的にどのような効果・影響をもたらすかという視点、さらに事業が円滑に進める環境にあるかという視点から総合的に評価する。

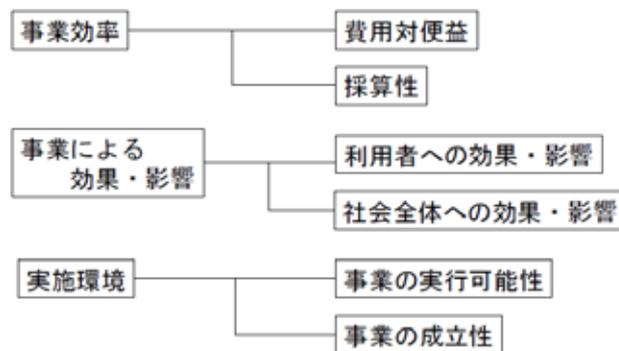


図 評価の基本的体系

() 事業マネジメント的視点からの評価

事業評価においては、評価結果をいかに事業の改善に活かしていくかといったマネジメント的な視点が重要である。このため新規採択時評価(事前評価)、事後評価等の各評価段階それぞれにおいて必要となる視点を踏まえ評価する。

具体的には、新規事業採択時評価(事前評価)において、対象の主たる目的(ミッション)を明確化し、その意義を説明するとともに、目的が達成され得るかを評価する。また、事後評価においては、目的の達成度を評価するとともに、成功要因や失敗要因の分析と整理、さらなる改善に向けた示唆、他の事業や事業を取り巻く制度や政策における改善の必要性を検討する。

上述の基本的考え方に基づいたマニュアルにおける事業評価の流れを、次頁の図に示す。

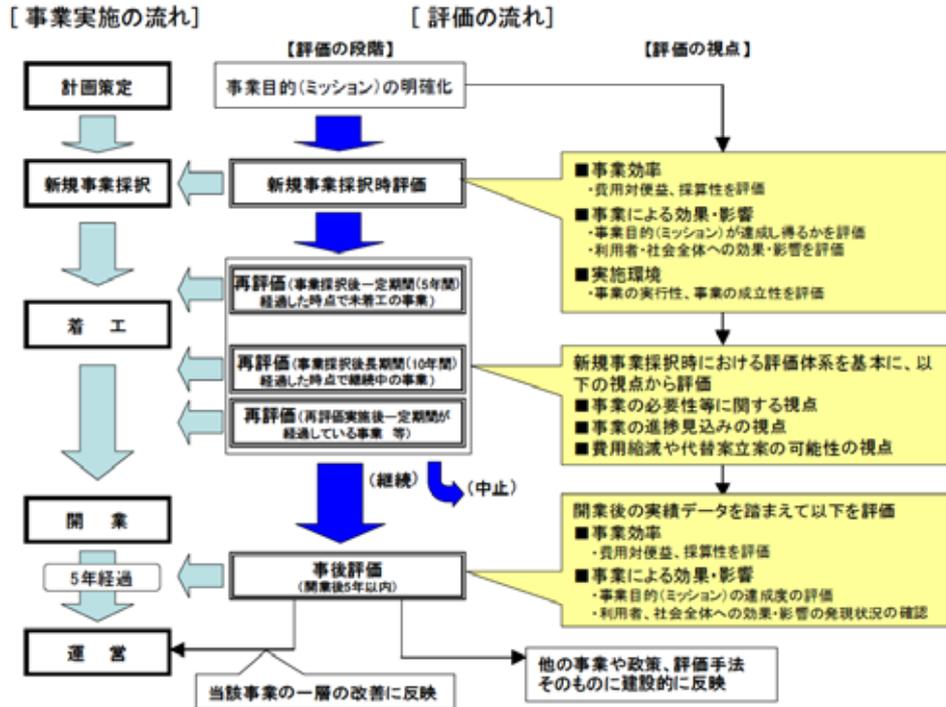


図 本マニュアルにおける評価の流れ

新規事業採択時評価

() 評価の体系

新規事業採択時評価については、評価対象事業の主たる目的（ミッション）を明確化した上で、「事業効率」、「事業による効果・影響」、「実施環境」の3つの視点から事業を総合的に評価することによって行なう。また、目的が達成されるかどうかについては、「事業による効果・影響」において評価する。

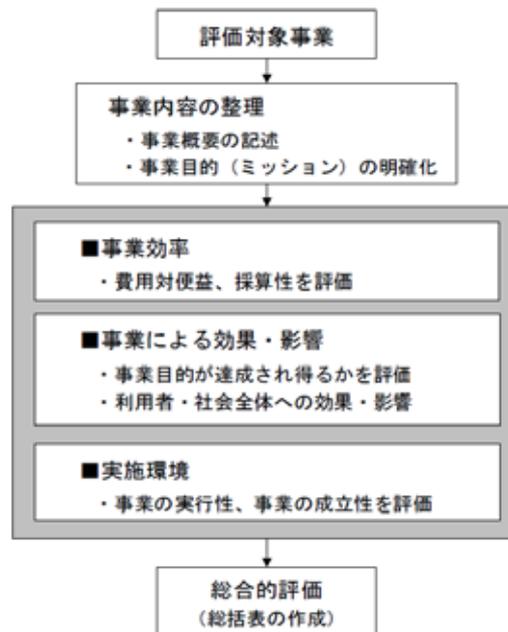


図 新規事業採択時評価の体系

() 分析結果の整理例

【〇〇〇〇事業】

事業者名 【〇〇〇〇】

①事業概要					
事業名	〇〇線整備事業		整備区間	〇～〇間 〇〇 km	
供用年度	〇年度（建設期間：〇年～〇年）		総事業費	〇億円	
②事業の主たる目的（ミッション）					
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の主たる目的（ミッション）を背景、必要性を踏まえた上で簡潔に記述する。 ・下欄においては、事業目的を具体的に記述し（左欄）、目的と関連する政策目標を記述することにより、事業の位置づけを明確化させる（右欄）。 					
事業目的を具体的に記述。			<関連する政策目標> 国土交通省政策評価基本計画に定めのある政策目標や、地域のマスタープランや中長期計画における政策目標、目標値を記述。		
③事業効率（費用対便益・採算性）					
■費用対便益 [平成〇年度価格] 計算期間：30年（50年）					
費用	〇億円（〇億円）		貨幣換算した主要な費用を記述		
便益	〇億円（〇億円）		貨幣換算した主要な便益を記述		
費用便益比 B/C	〇（〇）	純現在価値 NPV	〇億円（〇億円）	経済的内部収益率 EIRR	〇%（〇%）
感度分析結果	需要±10%		費用±10%		建設期間±10%
	B/C〇 NPV〇億円 EIRR〇%		B/C〇 NPV〇億円 EIRR〇%		B/C〇 NPV〇億円 EIRR〇%
■採算性	単年度営業収支黒字転換年 〇年 累積資金収支黒字転換年 〇年 財務的内部収益率 FIRR 〇%（※前提とした資金調達スキームを添付）				
上記分析の基礎とした需要予測 〇駅～〇駅間 開業年度 〇人/年 開業〇年後 〇人/年					
④事業による効果・影響					
評価項目		評価結果			
利用者への効果・影響		<事業目的、政策目標との関係> 左欄で記述される効果・影響について、 ・事業の主たる目的（ミッション）が達成されるかを評価。 ・目的と関連する政策目標への寄与についても評価。			
社会全体への効果影響	住民生活				
	地域経済				
	地域社会				
	環境安全				
事業実施により発現する効果・影響について、利用者および社会全体の視点から分析、評価。					
（その他）上記以外の特記すべき効果・影響を記述。					
⑤実施環境					
事業の実行性	事業を採択、継続する場合に必要な手続き等が行なわれているか、事業を計画どおり円滑に進める環境が整っているかという視点から評価。				
事業の成立性	既存の上位計画や他の関連事業・計画との整合性が取れているかという視点から評価。				

注：表中の（）内は50年の計算期間を前提とした場合の数値を示す。

図 新規採択時評価 総括表の整理例

2) 国土交通省所管公共事業の評価手法

公共事業の事業評価実施要領の改定（平成22年4月）

- ・公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるため、地方の意見の反映、第三者による事前審査等による「事業評価手法の見直し」を行った。

国土交通省では、公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるため、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領を改定（平成21年12月）し、地方の意見の反映、第三者による事前審査の充実等を導入した（平成22年4月更新）。

改定のポイントは以下のとおりとなっている。

都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等から意見を聴く。

第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。

国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。

再評価の実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮するほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

国土交通省所管公共事業の評価と実施要領改定の概要

<p>【事業評価の目的】</p> <p>公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る</p> <p>【事業評価の位置付け】</p> <p>政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環</p> <p>全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業採択時評価（平成10年度～） ○ 再評価（平成10年度～） ○ 事後評価（平成15年度～） <p>【評価結果の積極的な公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度より評価結果はインターネット等で公表 ・平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表 ・平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実 	<p><事業評価の新たな取り組み> ※赤文字が今回（H22.4.1）改定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・政令市への意見聴取の導入 直轄事業等の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。【平成21年度より導入】 また、再評価については、【平成22年度より導入】 ○ 第三者による事前審査の充実 直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。【平成21年度より導入】 ○ 国会審議へ資するための取り組み 直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。【平成21年度より導入】 ○ 再評価実施時期の短縮 事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。【平成22年度より導入】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共事業</td> <td><直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎</td> <td><直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎</td> </tr> <tr> <td>その他施設費</td> <td>3年未着工・7年継続・3年毎</td> <td>3年未着工・5年継続・3年毎</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※H21年度から導入する事項については、H21.12.24に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定済み。 ※H22年度から導入する事項については、H22.4.1に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し規定。</small></p>		現 行	改 定	公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎	その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎
	現 行	改 定								
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎								
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎								

図 公共事業の事業評価と実施要領の改定の概要

資料：国土交通省 HP

国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針
(案)(平成22年8月)

- ・国土交通省所管の一部の直轄事業において、評価手法の改善や、代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価が試行されている。

平成22年8月、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」が策定され、一部直轄事業において、事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価手法の改善や、代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価が試行されている。

本基本方針(案)のポイント

事業の必要性や内容が検証可能となるよう評価の手法を改善

- ・事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- ・政策目標の明確化
- ・政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

計画段階の事業評価を導入

- ・代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を導入
- ・平成22年度においては、一部直轄事業について計画段階評価を試行

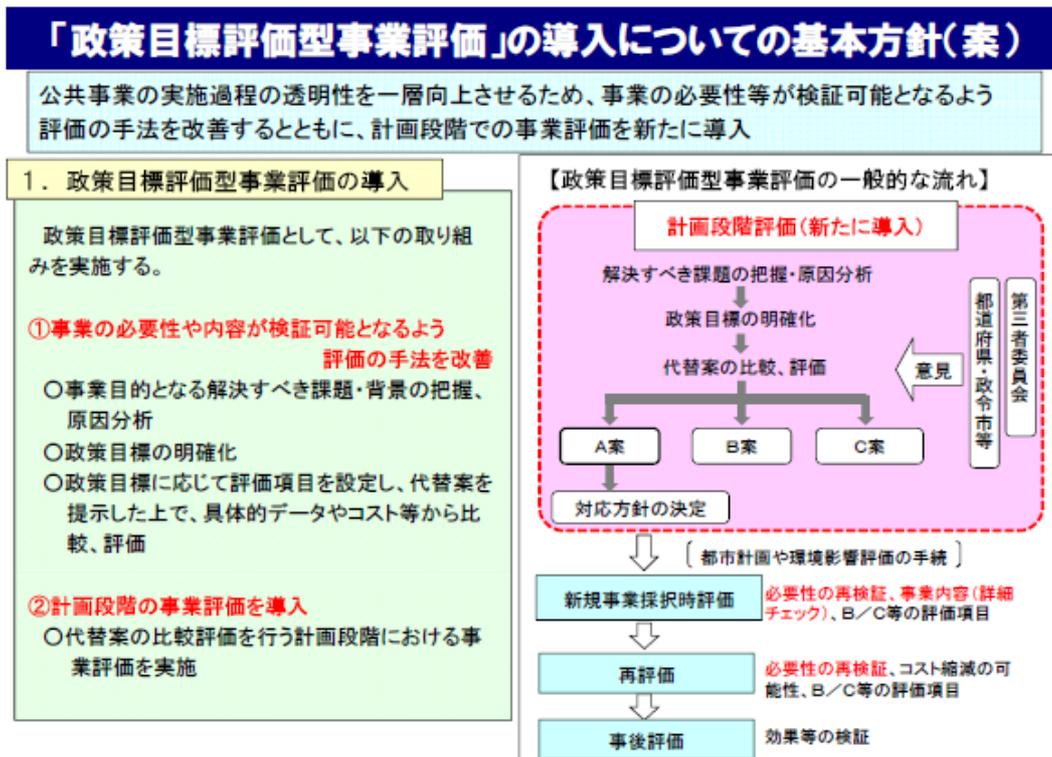


図 政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針

資料：国土交通省 HP

(2) 需要予測の概要と前提条件

1) 需要予測の概要

需要予測の対象トリップ

需要予測の対象トリップは、通勤・通学等の都市内交通及び、埼玉スタジアム利用者とする。

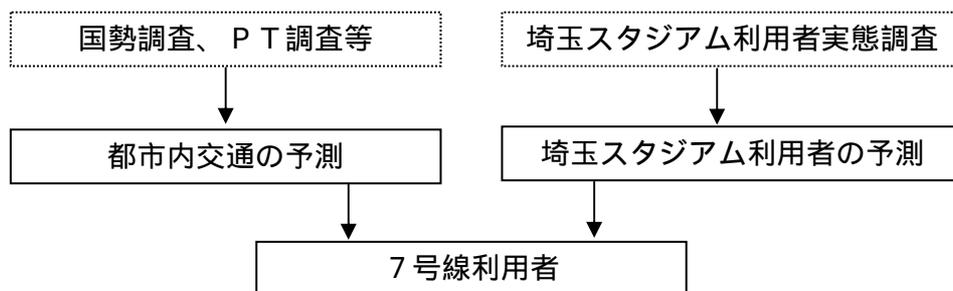


図 予測対象トリップ

検討対象年次

需要予測の検討対象年次は、平成32年及び平成47年の2年次を基本とする。